



2025年2月17日

各 位

会社名 株式会社ツバキ・ナカシマ
代表者名 代表執行役社長CEO 松山 達
(コード番号 6464 東証プライム)
問合せ先 IRマネージャー 森田 郁史
(TEL 06-6224-0193)

特別調査委員会からの提言を受けた再発防止策の策定等について

当社は、2025年2月17日付開示「(開示事項の経過) 当社のリニア事業における一部製品の品質検査に関する不適切行為に関する調査報告書受領について」にて公表した、当社リニア事業の郡山工場にて製造するボールねじに関して、品質検査項目の一部において、測定された数値の改ざんが行われていた事実(以下、「本件」と言います。)、及び調査の過程において発覚した事案(以下、「追加事案」と言います。)を重く受け止め、新たな不適切行為の発生を未然に防止するため、特別調査委員会(委員長: 畝本毅弁護士(大江橋法律事務所)、委員: 平尾覚弁護士(西村あさひ法律事務所)、委員: 八木浩史弁護士(西村あさひ法律事務所)) (以下、「調査委員会」と言います。)から受領した調査報告書の内容を踏まえ、再発防止策を策定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

お客様や当社株主の皆様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしております事を深くお詫び申し上げます。

当社は、本件及び追加事案の再発防止に向け、経営陣主導のもと全社一丸となって取り組むべく、新たに品質コンプライアンス委員会(委員長: 当社代表執行役社長CEO 松山達) (以下、「本委員会」と言います。)を設置いたしました。再発防止策を着実に実践し、お客様そして関係者の皆様からの信頼を回復できるよう取り組んで参ります。

記

1. 調査委員会の設立経緯、及び調査対象について

当社は、2024年11月11日付適時開示「当社のリニア事業における一部製品の品質検査に関する不適切行為について」にて記載のとおり、本件に関する事実経緯の調査及び原因の究明、本件発生の背景としてガバナンス・組織風土との関連性の検証と、検証を踏まえた実効性のある再発防止策の検討及び提言等を目的とし、当社経営陣・従業員とは独立した立場による調査委員会の設置を決議いたしました。その後、調査委員会の活動は2024年10月16日から2025年2月14日にかけて実施され、その間、当社は調査活動に全面的に協力して参りました。

調査は、調査委員会の判断のもと、本件が発覚した郡山工場のみならず、同リニア事業の他工場、及びリニア事業以外の国内工場を対象として実施されました。その他の海外工場等については、近年の買収を経て当社の拠点となった工場であり、海外工場を取り巻く環境や歴史は、今回調査対象とした国内工場とは異なっており、「国内工場で品質不正が発見されたからといって、直ちに同様の品質不正が行われている蓋然性があるとはいえないこと」から対象外とする旨について、調査委員会より報告を受けました。

2. 調査委員会の報告の概要について

調査委員会の報告によれば、本件発生の原因として、検査機器の老朽化、生産スケジュールに関する従業員へのプレッシャー、「顧客に引き渡す製品の性能には問題はない」と改ざんを正当化していたことなどが挙げられました。

また、本件以外にも以下の追加事案が発覚いたしました。

- ・ 郡山工場において、ボールねじの軸の外径が規格を逸脱した場合に、逸脱の程度が大きくなければ社内判断で合格としていた事案
- ・ 同リニア事業の世知原工場において、ボールウェイの摺動抵抗等が規格を逸脱した場合に、逸脱の程度が大きくなければ社内判断で合格としていた事案
- ・ ボール事業の葛城工場において、スチールボールの音響試験を、顧客との仕様書に定められた方法ではなく、社内判断で別方法によって実施していた事案
- ・ ボール事業の葛城工場において、ペンボールの硬度測定を、顧客との仕様書に定められた方法を社内判断で不要として実施していなかった事案

その他、本件及び追加事案とは趣が異なる単発のコンプライアンス上の逸脱が認められる個別の事案（以下、「個別事案」と言います。）として、以下の点について、調査委員会から指摘がありました。

- ・ 岡山工場において、顧客からペンボールの製品に関するクレームがあった際に、把握していた事実を十分反映していない報告書を提出した事案

調査委員会の報告書において、これらの不正に関与した従業員の一部は、「製品の性能や安全性に問題がないとして、自らの行為を正当化して」おり、当社における「品質教育が十分でなかった」、「品質保証の本質についての理解が不足している」、加えて、これらの不正の背景として、「従業員のコンプライアンス意識が十分でなかったことは否定し難い」との指摘を受けました。

さらに、「現場で起きている問題を吸い上げられず」、「工場の抱える問題が経営陣にエスカレーションされることを妨げる原因となり、品質不正行為の遠因となった」という管理職層の機能不全についても言及がありました。

そのうえで、当社の経営についても、「より根本的な原因は、ツバキ・ナカシマの当時の経営陣の意識の問題」、具体的には、2018年に産地偽装問題が明らかになった際に、「経営陣としては、品質不正がいつ起きてもおかしくない問題であることを認識し、全社横断的な徹底した再発防止策を講じる必要があった」との指摘がありました。また、当社の2018年の問題を受けた再発防止策の実施に関する問題点として、「当時の経営陣が策定・実行した再発防止策も、ボール事業に焦点を当てたものとなっており」、今回明らかになった不正を防止することができなかったとの言及がありました。

上記を踏まえた対策として、調査委員会より、品質保証の本質の徹底、コンプライアンス意識の醸成、管理職層の強化、牽制機能の強化（品質保証機能の強化、公的認証の取得・維持と本質的理解醸成、内部監査機能の強化、内部通報制度の実効性確保）、人的交流を通じた組織の活性化、経営陣の意識の見直しの提言を受けました。

3. 調査委員会の報告に関する当社の受け止めについて

当社経営陣は、調査委員会からの報告内容について真摯に受け止めております。報告書の内容について全面的に受け入れ、「4. 当社の取り組みについて」のとおり、再発防止策を取りまとめました。

4. 当社の取り組みについて

当社は調査委員会の調査によって明らかになった不正は、調査委員会が実施したアンケートやヒアリングによって客観的に確認された事実であり、当社として極めて重く受け止め、取締役会の承認のもと、再発防止策の策定・実行を担う品質コンプライアンス委員会を立ち上げました。本委員会に関して、当社代表執行役社長 CEO 松山達が委員長として就任し、海外工場等を含む全社を対象に以下の5つのテーマを柱に、改善に取り組んで参ります。

- 全社的な品質保証・品質管理の強化

経営陣自らがメッセージを発信することにより、品質保証第一の考え方を組織に浸透・強化して参ります。品質保証の本質に立ち返り、グローバルの品質保証プロセスの体系化、公的認証の取得/維持及び理解醸成、品質保証部門の機能強化に取り組めます。さらに、外部人材の登用の検討も含めてグローバルの品質保証・管理体制の強化を推進し、品質教育や品質改善ワークショップを工場横断的に実施いたします。

- 人事組織制度・組織風土の改革

人的交流を通じた組織の活性化に取り組めます。管理職層に適正なスキル要件・適正な評価方法を見直すとともに、業務負荷を考慮した適切なスパン・オブ・コントロールを継続的に検討し実行して参ります。

- 統制環境の見直し

当社は、2024年度に推進した組織改正・経営陣の見直しの中で、外部人材の登用を含めて内部監査機能の体制を強化し、当社組織における位置づけを内部監査室から内部監査部に昇格するなど、内部監査機能の強化を図って参りました。今後もさらなる強化に努めるとともに、特に品質に関わる監査項目など、テーマ監査の重視に取り組めます。また、内部通報制度が、従業員にとってコンプライアンスの問題解決のための有効な手段であるという認識を広め、制度の実効性強化を目指します。

- コンプライアンス教育の徹底

当社は、2024年8月21日に開示した組織改正に則して、リーガル&コンプライアンス部門を立ち上げ、当該機能を強化して参りました。今後、管理職を含めた従業員のコンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンス研修の内容、頻度及び実施方法について抜本的な見直しを行うとともに、経営陣が従業員と直接意見交換を行う機会において、コンプライアンスの重要性について繰り返し周知いたします。

- リスクマネジメントの強化

当社は、2024年度に推進した組織改正・経営陣の見直しの中で、営業、調達など機能ごとにリスク・機会の評価、及びリスク回避策（Risk Mitigation Plan）の策定、監査委員会への定期報告の実施など、経営リスク管理の強化に取り組んで参りました。さらなる徹底・浸透に向け、CEO主導による取り組みを継続・強化いたします。

5つのテーマのなかでも中核的位置づけである全社的な品質保証・品質管理の強化においては、グローバル・クオリティ&EHS ディレクターが各テーマの責任者と協働して進捗管理を実施、月次でステアリングコミッティへ報告を行います。本委員会は取締役会へ四半期ごとに進捗報告いたします。

本年3月中旬までを目処に、報告書の指摘事項を踏まえた今後のアクションプランを具体化し、2025年12月度内に全社への展開、実行を完了する計画です。2026年12月度以降については、各活動を定常業務に仕組みとして落とし込み、進捗状況を取締役に報告しながら、進捗に応じたべき体制・運用を検討して参ります。

顧客への対応として、当社は調査委員会の調査と並行し、本件及び追加事案並びに個別事案により不適合製品を出荷した可能性があるかと確認が取れたお客様には、随時、個別にご説明を続けております。これまでのところ、今回発覚した不正による製品品質や性能への影響、事故の報告は確認されておきませんが、顧客からの問合せ等に対しては、引き続き真摯に対応して参ります。

5. 報酬の自主返納及び関係者等の処分

① 取締役・執行役による報酬の自主返納

本件の重要性を鑑み、以下の取締役・執行役より役員報酬の一部自主返納する旨の申し出があり、2025年2月14日開催の取締役会において承認されました。

取締役 館 尚嗣	執行役在職時の月額報酬の10%（3か月）相当
取締役 エヴリース・ファロー	執行役在職時の月額報酬の10%（3か月）相当
代表執行役社長 CEO 松山 達	月額報酬の10%（1か月）

② 職員の処分

調査委員会の調査報告書等を踏まえ、適切に対応して参ります。

以 上